

登録商標「久保田メソッド(AKANON)」無効審決取消請求事件：知財  
高裁令和2(行ケ)10062・令和3年1月21日(4部)判決<請求棄却>

## 【キーワード】

商標法4条1項11号・7号・15号(本件商標の該当/不該当)

## 【事案の概要】

### 1 特許庁における手続の経緯等

(1) 原告Xは、以下のとおりの商標登録第6043736号商標(以下「本件商標」という。)の商標権者である(甲1の1・2, 45)。

商標の構成(標準文字)

久保田メソッド(AKANON)

登録出願日 平成29年5月29日

登録査定日 平成30年5月2日

設定登録日 平成30年5月18日

指定役務 第41類「乳幼児のための技芸・スポーツ又は知識の教授、乳幼児のためのセミナーの企画・運営又は開催、電子出版物の提供、乳幼児のための娯楽施設の提供、おもちゃの貸与」

(2) 被告(株式会社主婦の友社)は、平成30年12月12日、本件商標について商標登録無効審判を請求した(甲46)。

(3) 特許庁は、上記請求を無効2018-890093号事件として審理を行い、令和2年4月9日、「登録第6043736号の指定役務中、第41類「乳幼児のための技芸・スポーツ又は知識の教授、乳幼児のためのセミナーの企画・運営又は開催、電子出版物の提供」(以下「本件指定役務」という。)についての登録を無効とする。その余の指定役務についての審判請求は成り立たない。」との審決(以下「本件審決」という。)をし、その謄本は、同月22日、原告に送達された。

(4) 原告は、令和2年5月13日、本件審決のうち本件指定役務についての登録を無効とした部分の取消しを求める本件訴訟を提起した。

### 2 本件審決の理由の要旨

本件審決は、本件商標はその指定役務中本件指定役務について商標法4条1項11号に該当するが、その余の指定役務について同号に該当せず、また、同7号及び同15号には該当しないとした。

本件審決において本件指定役務につき本件商標が同11号に該当するとした判断の理由の要旨は、本件商標は、別紙記載1の構成からなる登録第3321541号商標(以下「引用商標1」という。甲2の1・2, 44)、別紙記載2の構成からなる登録第5693470号商標(以下「引用商標2」という。甲3の1・2。なお、引用商標1と引用商標2を併せて「引用商標」とい

う。)と類似する商標であって、本件指定役務と引用商標1及び引用商標2の指定役務とは同一又は類似であるから、本件商標は、同11号に該当するというものである。

## 【判 断】

### 1 本件商標と引用商標との類否について

#### (1) 本件商標

本件商標は、前記第2の1(1)のとおり、「久保田メソッド (AKANON)」の文字を標準文字で表してなるところ、その構成中前半部の「久保田メソッド」の文字部分中、「久保田」については、ありふれた姓氏である久保田がまず想起され、「メソッド」が「方法、方式」の意味を有する英語「method」の片仮名表記であることはよく知られたことであるから、「久保田メソッド」の文字部分からは、「(ありふれた姓氏である)久保田という者による方法、方式」といった意味合いを想起させる。また、構成中後半部の「(AKANON)」中の欧文字部分の「AKANON」は、辞書等に載録されていない造語と認められ、ローマ字読みで「アカノン」と称呼されるものの、これに類する語は想起されず、特定の観念を生じさせないものであり、「久保田メソッド」の語と括弧内の「AKANON」の語との間に観念上の結び付きはない。また、文法上、「( )」(括弧)は、他の部分と区別しその中に他の部分の補充、注釈等を記入するための記号であり、通常、括弧外の文字が主として、括弧内の文字が従として扱われることに照らせば、本願商標が、「久保田メソッド」と括弧内の「AKANON」の語とに分離されて観察され、「久保田メソッド」が主として認識されることは明らかである。これに加えて、「久保田メソッド」が日本語表記で先に配置されていてより目立ち、構成文字全体から生ずる「クボタメソッドアカノン」の称呼がやや冗長であって、本件商標は「クボタメソッド」と略して称呼され得ること、「久保田メソッド」が明確な意味を有するのに対し、「AKANON」は造語であって特定の意味を有するものではないことから一般人にはなじみにくいことも併せて考慮すると、本件商標中、「久保田メソッド」の部分が役務の出所識別標識として支配的な印象を与えていることは否定し難いというべきである。

そうすると、本件商標の構成中、その前半部に位置する「久保田メソッド」の部分は独立して自他役務の出所識別機能を果たし得るものと認められ、この部分を要部として抽出でき、本件商標は、その要部である「久保田メソッド」の文字部分に相応して、「クボタメソッド」の称呼を生じ、「(ありふれた姓氏である)久保田という者による方法、方式」といった観念を生ずるものである。

#### (2) 引用商標

##### ア 引用商標1

引用商標1は、別紙記載1のとおり、上部に、着色された扇様の帯部分に

「赤ちゃんのびのびママもいきいき」の文字を書し、その下に「久保田メソッド」及び「KUBOTA METHOD」の文字を二段に記載し、その下の着色された横長の長方形の帯部分に白抜きで「赤ちゃん能力開発教室」の文字を記載し、下部に、ぬいぐるみを抱えた乳幼児や遊具の図形を配した構成からなる。

引用商標1の構成中の下部の図形部分と上部の文字部分は、視覚上分離して看取されるから、それぞれの部分を分離して観察することができる。

そして、上部の文字部分のうち、「赤ちゃんのびのびママもいきいき」の文字部分は、キャッチフレーズとして認識され、「赤ちゃん能力開発教室」の文字部分は、その指定役務との関係から役務の提供場所又は質を表したものとして認識され、いずれも自他役務の出所識別機能を有さないか、極めて弱いものといえるから、引用商標1においては、「久保田メソッド」及び「KUBOTA METHOD」の文字部分が自他役務の出所識別機能を果たしているものと認められ、この部分を要部として抽出できる。

そうすると、「メソッド」は「メソッド」と同義であるから、前記(1)のとおり、引用商標1からは、その要部である「久保田メソッド」及び「KUBOTA METHOD」の文字部分に相応して、「クボタメソッド」及び「クボタメソッド」の称呼を生じ、「(ありふれた姓氏である)久保田という者による方法、方式」といった観念を生ずるものである。

#### イ 引用商標2

引用商標2は、別紙記載2のとおり、左側に、高齢の女性の頭部と掌を描いたイラストを配置し、右側に、吹き出しを配置し、その吹き出し部分の中に「0歳からの脳育法」の文字とそれより大きな「クボタメソッド」との黒縁取りの白文字を記載した構成からなる。

引用商標2の構成中の左側の図形部分と右側の吹き出し内の文字部分は、視覚上分離して看取されるから、それぞれの部分を分離して観察することができる。

そして、吹き出し内の文字部分のうち、「0歳からの脳育法」の文字部分は、その指定役務との関係から役務の質を表したものとして認識され、自他役務の出所識別機能を有さないか、極めて弱いものといえるから、引用商標2においては、「クボタメソッド」の文字部分が自他役務の出所識別機能を果たしているものと認められ、この部分を要部として抽出できる。

そうすると、引用商標2からは、その要部である「クボタメソッド」の文字部分に相応して、「クボタメソッド」の称呼を生じ、「(ありふれた姓氏である)久保田(クボタ)という者による方法、方式」といった観念を生ずるものである。

### (3) 対比

本件商標と引用商標とをそれぞれ対比すると、本件商標の要部である「久保田メソッド」の文字部分と引用商標1の要部である「久保田メソッド」及び

「KUBOTA METHOD」並びに引用商標2の要部である「クボタメソッド」の文字部分とは、表記方法が異なるのみであり、当該文字部分から生じる「クボタメソッド」又は「クボタメソード」との称呼が共通し、又は聞き誤りのおそれがあり、「（ありふれた姓氏である）久保田（クボタ）という者による方法、方式」の観念をいずれも共通にするものであるから、本件商標と引用商標とは、互いに相紛れるおそれのある類似の商標であると認められる。

そうすると、本件商標と引用商標1が本件商標の指定役務中、引用商標1の指定役務とも類似する「乳幼児のための技芸・スポーツ又は知識の教授、電子出版物の提供」に使用された場合には、その役務の出所について混同が生ずるおそれがあり、本件商標と引用商標2が本件商標の指定役務中、引用商標2の指定役務とも類似する「乳幼児のためのセミナーの企画・運営又は開催」に使用された場合には、その役務の出所について誤認混同が生じるおそれがあるから、本件商標は、「乳幼児のための技芸・スポーツ又は知識の教授、乳幼児のためのセミナーの企画・運営又は開催、電子出版物の提供」（本件指定役務）について、商標法4条1項11号に該当する。

## 2 原告の主張について

原告は、①姓氏と方法、方式を意味する「メソッド」又は「メソード」の文字とを結び付けた商標は「役務の質」を表示するものであるから、「久保田」が「（ありふれた姓氏である）久保田」を示すものであろうと幼児教育の分野における「A」を示すものであろうと、本件商標中の「久保田メソッド」の文字部分は、その指定役務との関係<sup>5</sup>において独立して自他役務の出所識別機能を有しない、②同様に引用商標1中の「久保田メソード」及び「KUBOTA METHOD」並びに引用商標2中の「クボタメソッド」の部分も、それら指定役務との関係において独立して自他役務の出所識別機能を有しない、③本件商標も、引用商標1及び引用商標2も、全体が不可分一体のものであるから要部抽出はできない、仮に要部抽出をすとしても、要部は「久保田メソッド」、「久保田メソード」、「KUBOTA METHOD」又は「クボタメソッド」のいずれの文字部分でもない、④そうすると、上記各部分を要部として抽出して商標を対比し、本件商標と引用商標とが類似すると判断した本件審決の判断は誤りである旨主張する。

しかしながら、姓氏と「メソッド」とを結び付けた商標が「ある者が発案した方法、方式」の意味をも含む場合があるとしても、当該商標が「ある者による（実施される）方法、方式」の意味をも有すること自体は否定し難いから、当該商標を直ちに「役務の質」のみを表示する商標であるなどということはできない。そして、姓氏又は名称と「メソッド」の文字を繋げた構成を有する相当数の商標登録例が現に認められていること（甲97）からも明らかなおと、たとえありふれた姓氏であるとしても、姓氏と「メソッド」とを結合した商標は、その構成から直ちに自出所識別機能を有さない商標といえるものでもない。そして、本件において、「久保田メソッド」が、その姓氏を有する発案者

及びその関係者以外の者にも広く用いられるなどした結果、需要者、取引者に、特定の幼児教育方法としての役務の質を表示するものとのみ認識されるようになっており、特定の役務の出所先を表示するものではないことをうかがわせる証拠もない。

したがって、「久保田メソッド」に自他役務の出所識別機能がないとはいえないから、原告の上記主張は、前提を欠くものであって、その余の点について論じるまでもなく採用することができないものである。

なお、原告は、Aが自らの育児法を幼児教育現場の指導者の間で積極的に採用させ、これを幼児教育の現場において広く実践させているから、「久保田メソッド」の商標的使用を制限することは不当であり、「久保田メソッド」は独占適応性に乏しい商標であるなど、るる主張する。しかしながら、その主張を裏付けるに足りる証拠は提出されていない上、そもそも仮に、「久保田メソッド」がAの考案に係る久保田メソッドの名称であるとすれば、原告に本件商標の商標権者の地位を保有させ、その名称の独占を認めることは、かえって不当というべきであるから、いずれにせよ、上記主張を採用する余地はない。

### 3 結論

以上のとおり、本件商標は、本件指定役務について、他人の登録商標に類似する商標であって、かつ、当該登録商標の指定役務に類似する役務について使用するものであるから、商標法4条1項11号に該当する商標であり、同号に該当するとした本件審決の判断に誤りはない。

したがって、原告主張の取消事由は理由がなく、本件審決を取り消すべき違法は認められない。

よって、原告の請求を棄却することとして、主文のとおり判決する。

### 【論 評】

1. 本件登録商標は、原告Xが平成29年5月29日に出願し、平成30年5月18日に登録された第41類を指定役務とした商標であるところ、これに対して被告（主婦の友社）が専有する2つの登録商標を引用して登録無効の審判請求をしたのであるが、特許庁においては、登録商標の指定役務中、「乳幼児のための技芸・スポーツ又は知識の教授、乳幼児のためのセミナーの企画・運営又は開催、電子出版物の提供についての登録を無効とする」「その余りの指定役務・審判請求は不成立」の審決をしたのである。

そこで、原告は、本件指定役務についての登録を無効にした審決の取消しを求める本件訴訟を提起したのである。

これに対して本件審決は、本件審決は、本件商標はその指定役務中本件指定役務について商標法4条1項11号に該当するが、その余の指定役務について同号に該当せず、また、同7号及び同15号には該当しないとしたのである。

2. そこで、裁判所は、本件商標と引用商標とを対比して、本件商標の要部で

ある「久保田メソッド」の文字部分と引用商標1の要部である「久保田メソッド」及び「KUBOTA METHOD」並びに引用商標2の要部である「クボタメソッド」の文字部分とは、表記方法が異なるのみであり、当該文字部分から生じる「クボタメソッド」又は「クボタメソッド」との称呼が共通し、又は聞き誤りのおそれがあり、「(ありふれた姓氏である)久保田(クボタ)という者による方法、方式」の観念をいずれも共通にするものであるから、本件商標と引用商標とは、互いに相紛れるおそれのある類似の商標であると認められる。

そうすると、本件商標と引用商標1が本件商標の指定役務中、引用商標1の指定役務とも類似する「乳幼児のための技芸・スポーツ又は知識の教授、電子出版物の提供」に使用された場合には、その役務の出所について混同が生ずるおそれがあり、本件商標と引用商標2が本件商標の指定役務中、引用商標2の指定役務とも類似する「乳幼児のためのセミナーの企画・運営又は開催」に使用された場合には、その役務の出所について誤認混同が生じるおそれがあるから、本件商標は、「乳幼児のための技芸・スポーツ又は知識の教授、乳幼児のためのセミナーの企画・運営又は開催、電子出版物の提供」(本件指定役務)について、商標法4条1項11号に該当する。

3. したがって、裁判所は結論として、本件商標は本件指定役務について、他人の登録商標に類似する商標であり、当該登録商標の指定役務に類似する役務について使用するから、法4条1項11号に該当する商標であるから、同号に該当する商標であるとした本件審決の判断に誤りはない、と判断したのである。妥当というべきであろう。

[牛木 理一]

[本件登録商標]

(190)【発行国・地域】日本国特許庁(JP)

(450)【発行日】平成30年6月12日(2018.6.12)

【公報種別】商標公報

(111)【登録番号】商標登録第6043736号(T6043736)

(151)【登録日】平成30年5月18日(2018.5.18)

(541)【登録商標(標準文字)】

久保田メソッド(AKANON)

(500)【商品及び役務の区分の数】1

(511)【商品及び役務の区分並びに指定商品又は指定役務】

第41類 乳幼児のための技芸・スポーツ又は知識の教授, 乳幼児のためのセミナーの企画・運営又は開催, 電子出版物の提供, 乳幼児のための娯楽施設の提供, おもちゃの貸与

【国際分類第11版】

(210)【出願番号】商願2017-71789(T2017-71789)

(220)【出願日】平成29年5月29日(2017.5.29)

(732)【商標権者】

【識別番号】511015685

【氏名又は名称】上原 なみ

【住所又は居所】東京都品川区大井4-4-2 岡安ビル1階

(740)【代理人】

【識別番号】100105946

【弁理士】

【氏名又は名称】磯野 富彦

【法区分】平成23年改正

【審査官】藤平 良二

(561)【称呼(参考情報)】クボタメソッドアカノン、クボタメソッド、アカノン

【検索用文字商標(参考情報)】久保田メソッド(AKANON)

【類似群コード(参考情報)】

第41類 41A01、41A03、41C02、41K01、41M08

(別紙)

1 登録第3321541号商標

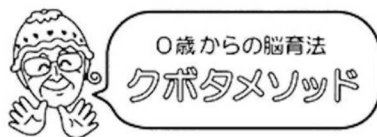
商標の構成



登録出願日	平成5年6月17日
登録査定日	平成9年4月3日
設定登録日	平成9年6月13日
更新登録日	平成19年3月27日 平成29年6月20日
指定役務	第41類「技芸・スポーツ又は知識の教授，図書及び記録の供覧，美術品の展示，映画・演芸・演劇又は音楽の演奏の興行の企画又は運営，映画の上映・制作又は配給，演芸の上演，演劇の演出又は上演，音楽の演奏，放送番組の制作，映写フィルムの貸与，図書の貸与，レコード又は録音済み磁気テープの貸与，録画済み磁気テープの貸与」

2 登録第5693470号商標

商標の構成



登録出願日	平成25年10月28日
登録査定日	平成26年6月25日
設定登録日	平成26年8月15日
指定役務	第41類「乳幼児教育及び育児におけるセミナーの企画・運営又は開催，乳幼児教育及び育児における教材の企画・制作，書籍の企画・制作，教育・文化・娯楽・スポーツ用ビデオの制作（映画・放送番組・広告用のものを除く。）」